

教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書
(令和3(2021)年度版)

【概要版】

令和4(2022)年8月
川崎市教育委員会

はじめに

本市では、平成27(2015)年度から令和7(2025)年度までの概ね10年間を対象とした「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」(以下「かわさき教育プラン」といいます。)を策定し、計画期間全体を通じて実現をめざすものを基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容を、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理しています。

本報告書は、平成19(2007)年6月に改正(平成20(2008)年4月施行)された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書として、「かわさき教育プラン」を対象として、「川崎市教育改革推進会議」を通じて、学識経験者、市民代表、教職員代表から御意見をいただきながら作成したものです。

なお、「かわさき教育プラン」は、計画(PPLAN)－実行(DO)－点検・評価(CHECK)－改善(ACTION)のサイクルで推進し、市民の皆様と共にさまざまな課題を解決していくことをめざしています。

令和4(2022)年8月
川崎市教育委員会

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び

執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（令和3（2021）年度版）

【概要版】

■目次

第1章	教育委員会の活動状況	5
第2章	かわさき教育プランについて	6
第3章	かわさき教育プランの点検及び評価の項目	7
第4章	かわさき教育プラン第2期実施計画	
	基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	8
	基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	10
	基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	12
	基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	14
	基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	16
	基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	18
	基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	20
	基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	22

（注）

概要版では、本編の内容を抜粋して記載するとともに、
要点を分かりやすく示すため、一部の文章に加工を行っています。

第1章 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の活動状況

・教育委員会定例会 12回 ・教育委員会臨時会 6回

2 教育委員会会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」に基づき、55件の審議を行いました。

また、請願・陳情及びその他報告事項についても次のとおり取り扱いました。

○請願・陳情 5件 ○その他報告事項 62件

3 教育委員会会議以外の活動状況

(1) スクールミーティングの実施

平成19(2007)年度から、学校を訪問し、児童生徒・教職員・保護者等との交流や意見交換等を通じて、学校現場と教育委員会の相互理解を深めることを目的に実施しています。

なお、令和3(2021)年度は、事業の形式を見直し、特定のテーマを設定したうえで、先進的な取組を行う学校を視察し、学校長や教職員と意見交換を行う形式で実施しました。

(2) 総合教育会議

令和3(2021)年度は、2回の会議を開催し、市長と教育委員会（教育長及び教育委員）との間で、本市教育大綱に代わる川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」について意見交換を行いました。

(3) その他行事等

教職員表彰者・表彰式及び発表会に出席したほか、教員採用候補者選考試験の面接官を務めました。

4 教育委員会の公開

市民に開かれた教育委員会を目指し、ホームページを中心に教育委員会について紹介をしています。なお、ホームページでは、教育委員の紹介をはじめ、教育委員会の概要や教育委員会会議録等、広く情報を公開しております。

また、教育委員会会議の開催日時及び議案等について、事前にホームページに掲載するとともに、告示を行っています。

教育委員会会議情報

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/11-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

第2章 かわさき教育プランについて

「かわさき教育プラン」は、子どもたちの豊かで健やかな成長を願うとともに、市民の生涯学習の充実をめざし、平成27(2015)年3月に策定されました。

◇このプランは、平成27(2015)年度から令和7(2025)年度までの概ね10年間を対象期間とし、計画期間全体を通して実現をめざすものをプランの基本理念と基本目標として掲げながら、具体的な取組は、「基本政策(8)」、「施策(19)」、「事務事業(46)」として体系的に整理しています。

◇本市では、かわさき教育プランを、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として位置付けています。

かわさき教育プラン 第2期実施計画の全体像

基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

基本政策

★：11の重点事業

基本政策Ⅰ

人間としての在り方生き方の軸をつくる

★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

★総合的な学力向上策の実施
★小中9年間を通じた食育の推進

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

★特別支援教育の推進

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

★学校施設長期保全計画の推進
★学校トイレ快適化の推進

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

★「チームとしての学校」の体制整備と学校マネジメント支援の実施

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

★地域の寺子屋事業の推進

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築
★学校施設の有効活用

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

★橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

第3章 かわさき教育プランの点検及び評価の項目

「かわさき教育プラン」は、計画（PLAN）－実行（DO）－点検・評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルで推進していきます。

- ◇ 点検及び評価の項目は、かわさき教育プラン第2期実施計画の8つの基本政策から、46の事務事業までを対象としています。
- ◇ 点検及び評価は、学識経験者・市民代表・教職員代表で構成される「川崎市教育改革推進会議」から御意見をいただきながら行いました。

点検及び評価の実施体制

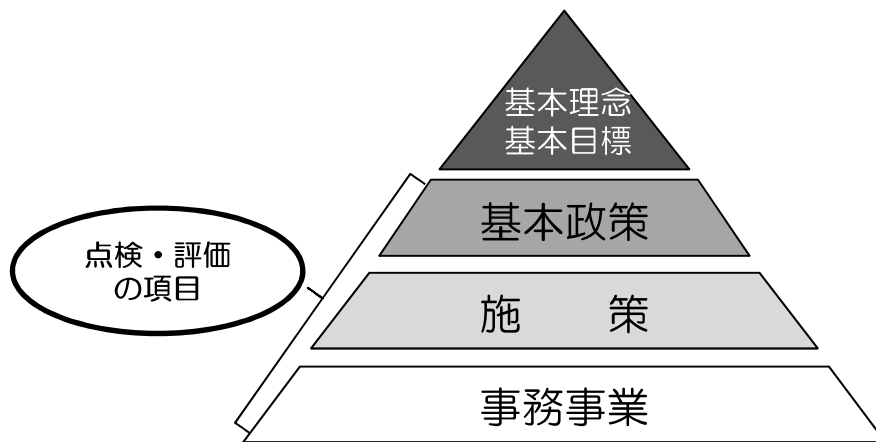
川崎市教育改革推進会議

- ◆ 評価・当該年度の主な取組状況についての意見聴取
- ◆ 次年度に向けた課題の検討



かわさき教育プラン

- ◆ 「かわさき教育プラン」の8つの基本政策のもと19の施策、46の事務事業について、川崎市総合計画との整合を図りながら、点検及び評価を行うことにより、プランを推進していきます。



ホームページ等で公表

議会へ提出